

## 長時間労働者等への産業医による面接指導等に関する実施細則

平成 20 年 2 月 19 日理事長制定 細則第 4 号  
平成 21 年 2 月 2 日一部改正 細則第 6 号

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学職員安全衛生管理規程第 17 条の 2 に規定する産業医による面接指導等の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第 2 条 産業医による面接指導を行わなければならない職員（以下「長時間労働者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 時間外労働時間及び休日労働時間（以下、「時間外労働時間等」という。）の合計が、月 80 時間を超える者
  - (2) 時間外労働時間等の合計が、2 か月連続して月 45 時間を超える者
  - (3) 時間外労働時間等の合計が、月 45 時間を超える者で、面接指導自己チェック票（様式第 1 号、以下「自己チェック票」という。）のチェック結果等により産業医が特に必要と認めた者
  - (4) その他、疲労の蓄積が認められ、健康上の不安を有している者で自ら面接指導の申出を行った者
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する時間外労働時間等の算定は、月ごとに超過勤務命令簿等で行うものとする。
- 3 大学健康管理センター所長は、面接指導等該当者の有無について、事務局長に情報提供を依頼するものとし、事務局長は前項の規定に基づく算定結果を提供しなければならない。
- 4 第 1 項第 4 号に規定する疲労の蓄積及び健康上の不安の有無を判断するにあたっては、自己チェック票の結果を考慮するものとする。

### (面接指導の実施)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する職員に対する面接指導は、面接指導に係る通知書（様式第 2 号）により該当者に通知の上行うものとする。

- 2 前条第 1 項第 4 号に規定する面接指導の申出は、面接指導に係る申出書（様式第 3 号）を大学健康管理センター所長に提出して行うものとする。
- 3 産業医による面接指導の実施は、申出又は通知のあった日から 1 月以内に実施するものとする。
- 4 面接指導を実施するにあたっては、自己チェック票を長時間労働者等に配付し記入させ、面接指導の受診録として取り扱うものとする。
- 5 産業医は、面接指導の結果、必要と認めた場合に限り、本人の同意を得て大学健康管理センターの臨床心理士に当該職員の情報を提供し心理相談を実施するものとし、臨床心理士は心理相談が終了した後、相談結果の概要についてプライバシーに配慮したうえで産業医へ報告するものとする。
- 6 所属長は、長時間労働者等が面接指導を受けられるように、業務への従事について配慮しなければならない。

7 産業医は、面接指導の実施概要について、長時間労働者等面接指導票（様式第4号）を作成し、保管しなければならない。

（産業医以外の医師による面接指導の実施）

第3条の2 職員が他の医師が行う当該面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証する書面を大学健康管理センター所長に提出したときは、当該面接指導を受診したものととする。

2 前項における「他の医師が行う当該面接指導に相当する面接指導の結果を証する書面」とは、次の事項を記載した「面接指導結果証明書」（様式第5号）によるものととする。

- (1) 実施年月日
- (2) 当該職員の氏名、性別及び生年月日
- (3) 面接指導を行った医師の氏名
- (4) 当該職員の疲労の蓄積の状況
- (5) その他当該職員の心身の状況

（面接指導を実施しない者）

第3条の3 長時間労働者等のうち、次に該当する者は産業医による面接指導を行わないことができるものととする。この場合、産業医は長時間労働者等面接指導票（様式第4号）に面接指導を行わない理由を明記し、保管しなければならない。

- (1) 第3条の2第1項に該当する者
- (2) 長時間労働者等が当該年度に既に面接指導を実施しており、かつ、過去の面接指導の結果及び過去の健康診断の結果等に基づき、健康上問題がないものと産業医が認める者

（面接指導の事後措置）

第4条 産業医は、面接指導結果に基づき、理事長に対して、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等、必要な措置を講ずるよう勧告できるものととする。

（個人情報の取り扱い）

第5条 産業医及び面接指導に携わる職員は、この事業における長時間労働者等の個人情報については、当該事業以外の目的には使用しないものとし、その取り扱いには十分に配慮するものととする。

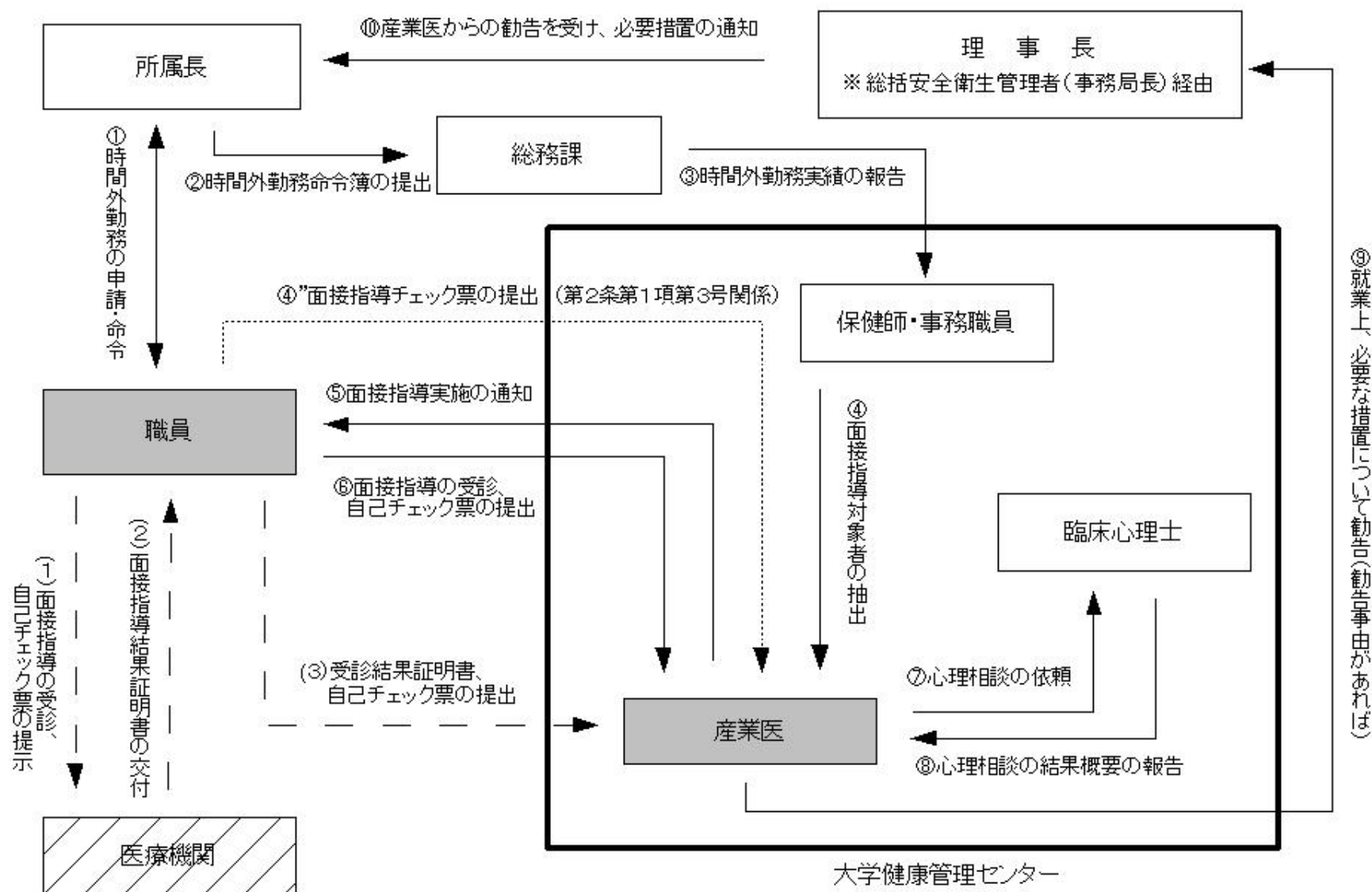
附 則

この細則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年2月2日から施行する。

# 長時間労働者等の面接指導実施フローチャート



※1 産業医による面接を受ける場合:①→②→③→④(→④')→⑤→⑥(→⑦→⑧→⑨→⑩)

※2 他の医師による面接を受ける場合:①→②→③→④→⑤→(1)→(2)→(3)→(9)→⑩)

※括弧書き部分は、必要があれば行う部分